

## 渋川市店舗改装等助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地域住民の買物及び生活環境を改善し、集客力の強化による経営の安定化及び店舗機能の維持又は向上を図るため、店舗を改装しようとする小規模事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、渋川市補助金等交付規則（平成18年渋川市規則第45号）に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

(1) 小規模事業者 商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条第1項第2号の規定に該当する市内の会社及び個人事業主

(2) 経営相談 企業経営について渋川商工会議所又はしぶかわ商工会が行う店舗レイアウト、商品陳列、接客、販売方法等のアドバイス又は講習をいう。

(3) 店舗 小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業を営む市内の来客型店舗（店舗運営に必要な倉庫及び店舗又は店舗運営に必要な倉庫と同一敷地内の看板を含む。）であって、次に掲げる業態を除いたもの

ア 市外の事業者が営むフランチャイズチェーン契約店舗（企業本部が加盟店に対し、商号・商標の使用を許諾するとともにノウハウを供与し、一定地域内における独占的販売権を与え、及びその対価として特約料を徴収する小売形態の店舗をいう。）

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）に基づく許可又は届出が必要な営業

(4) 改装 別表に掲げる増築、改築、改修及び備品購入をいう。

(補助金の対象となる店舗の改装)

第3条 この要綱による補助金は、次のいずれにも該当する店舗の改装を対

象として交付する。

- (1) 店舗の改装に伴う内装工事、外装工事、設備（電気、水道、ガス、空調）工事その他建物と一体となって機能する機器等（商品陳列棚、店舗看板等で建物に固定されるもの）の購入及び設置に関するもの。ただし、パソコン、ファックス、ソフトウェア、事務用品、什器等）の購入費及び店舗に必要と認められないものを除く。
- (2) 補助金の交付申請日において、建築後5年以上営業を継続している店舗の改装であって、当該日以降に着工し、年度内に完了するもの
- (3) 店舗の改装に要する費用が、30万円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）以上のもの
- (4) これまでにこの要綱に基づく補助金を受けていないこと。ただし、前回の交付決定の日が属する年度から5年以上経過している場合を除く。
- (5) 他の補助金の補助対象経費としていないもの
- (6) 店舗を改装した後も当該店舗における事業が3年以上継続できるもの
- (7) 関係法令及び公序良俗に反していないこと。

（店舗の改装を行う業者）

第4条 店舗の改装を行う業者は、原則として市内に事業所を有する業者とする。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

（補助対象者）

第5条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、当該店舗で事業を営む、又は営もうとする小規模事業者であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付申請前までに必要な経営相談を受けていること。
- (2) 当該店舗の所有権その他の使用権限を有すること。
- (3) 渋川市暴力団排除条例第2条第1号（平成24年渋川市条例第30号）に定める暴力団に関係するものでないこと。
- (4) 市税を滞納していないこと。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、店舗の改装に要する費用の2分の1の額とし、その限度額を50万円とする。ただし、店舗及び店舗以外（住居等）の部分併せた改装の場合は、当該店舗以外の部分の改装に要する費用の額（建物全体にわたる費用については、当該店舗以外の部分の床面積を当該建物全体の床面積で除して得た割合に当該費用を乗じて得た額とする。）を除く。

2 前項の規定により算出した額の総額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、渋川市店舗改装等助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 店舗の所有権その他の権限を証明する書類

（2） 店舗の所有権が共有であるときは、店舗改装に係る共有者全員の同意書（様式第2号）

（3） 店舗を使用する権限が所有権以外であるときは、店舗改装に係る店舗の所有者の同意書（様式第3号）

（4） 渋川市店舗改装等助成事業補助金の交付申請に係る同意書（様式第4号）

（5） 工事見積書の写し（内訳の分かるもの）

（6） 付近見取図、工事箇所の図面及び写真（施工前の状況を撮影したもの）並びに事業計画書（改修工事の内容及び工程の分かるもの）

（7） その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付の受付期間は（以下「受付期間」という。）は市長が別に定める。

3 交付申請書及び添付書類は、市長が指定する窓口へ直接持参することとする。

（補助金の交付の決定）

第8条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の決定（以下「交付決定」という。）を行うものとする。こ

の場合において、前条第2項の受付期間内の申請総額が予算額を超えたときは、抽選により交付決定を行うこととする。

2 前項の規定による抽選の方法は、市長が別に定める。

(着手の届出)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の対象となった改装の工事が着手されたときは、渋川市店舗改装等助成事業補助金に係る工事着手届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(事業の変更又は中止)

第10条 申請者が交付決定を受けた後において、止むを得ない理由により事業を変更又は中止しようとするときは、渋川市店舗改装等助成事業補助金(変更・中止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、渋川市店舗改装等助成事業補助金(変更・中止)承認通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

3 第1項に規定する申請があった場合において、補助金の交付決定額は、第6条第1項に規定する限度額の範囲内であっても増額はしない。

(実績報告等)

第11条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、渋川市店舗改装等助成事業補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費を支払ったことが分かる書類(内訳の分かるもの)

(2) 施工後の状況写真

(3) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助対象事業終了後3年を経過するまでの間、補助金の効果を検証するため、毎年度、渋川市店舗改装等助成事業補助金に係る効果検証報告書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	工 事 内 容
増築	既存の店舗部分の存しない箇所に、新たに店舗部分を建築する工事
改築	既存の店舗部分の一部を取り壊し、当該店舗部分が存した箇所に店舗部分を改めて建築する工事
改修	1 店舗の耐久性を高める工事
	（1）基礎、外壁、柱、ひさし、屋根、床、内壁、天井等の工事
	（2）塗装工事
	（3）建物のかさ上げ工事又は床を高くする工事
	（4）その他耐久性を高めるために必要な工事
	2 店舗の安全性又は防災上必要な工事
	（1）柱、梁等について有効な補強を行う工事
	（2）筋かい、火打ち等による補強工事
	（3）外壁を防火構造とする改修等、防火性能を高める工事
	（4）屋根を不燃材で葺き替える等の工事
	（5）避難設備、防火設備又は換気設備等の工事
	（6）その他安全上又は防災上必要な工事
	3 店舗機能の向上を図るための工事又は店舗の衛生上必要な工事等
（1）ふすま、障子、網戸又は畳の張り替え	
（2）床材、内壁又は天井の貼り替え、内装の塗装工事	

	(3) 扉の交換工事
	(4) 窓ガラス又はサッシの交換工事
	(5) ドアの電動化工事
	(6) 店舗間仕切りの変更等の模様替えを行う工事
	(7) 看板又はオーニング（日よけ）の修復及び設置工事
	(8) 厨房等の改修工事
	(9) 給排水及び衛生設備工事
	(10) 空調設備工事
	(11) 環境負荷低減に資する工事（断熱、LED照明設置による省力化やCO2削減による環境への配慮等を目的とした工事をいう。ただし、太陽光発電設備は対象外とする。）
	4 共生社会の実現に資する店舗の工事
	(1) 段差解消、スロープ等の設置又は改修工事
	(2) バリアフリー構造上必要な店舗前及び駐車場の舗装工事
	(3) 車いす専用カウンター等の設置又は改修工事
	(4) 多機能トイレ等の設置又は改修工事
	(5) その他共生社会の実現を目的とし、この要綱の趣旨に適合すると市長が認める改修工事
	5 店舗の感染症の予防対策を目的とする工事
	(1) 飛沫感染防止を目的として実施する改修工事
	(2) 密閉空間を作らないことを目的として実施する改修工事
	(3) 接触機会の低減を目的として実施する改修工事
	(4) ソーシャルディスタンスの確保を目的として実施する改修工事
	(5) その他感染症防止対策を目的とし、この要綱の趣旨に適合すると市長が認める改修工事
備品 購入	当該店舗で営む事業に直接関係する備品の購入
	消費税及び地方消費税に相当する額を除いた取得価格が1点30万円以上の備品購入（容易に移動又は移設可能なものを除く。）